

潟上市自治基本条例策定委員会設置要綱

平成22年 7 月 28 日

告示第96号

(設置)

第 1 条 潟上市自治基本条例（以下「条例」という。）の策定に関し、必要な調査、研究及び検討を行うため、潟上市自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例策定方針の原案の作成に関すること。
- (2) 条例の原案の作成に関すること。
- (3) 潟上市自治基本条例庁内検討委員会との調整に関すること。
- (4) その他条例の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見を有する者
- (3) 自治会代表
- (4) 各種団体から推薦を受けた者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会には必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 2 号に規定する条例の原案を市長に報告する日をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、会務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求める

ことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年7月28日から施行し、条例が公布された日をもってその効力を失う。